

大正・昭和前期における司法省の裁判所支配

新 井 勉

はじめに

人事院の初めての引き下げ勧告により、政府（小泉内閣）が国家公務員一般職の給与を引き下げたのは、平成一四年（二〇〇二年）のことである。人事院は翌一五年も引き下げ勧告を行い、政府は繰り返し返り返し国家公務員一般職の給与を引き下げた。裁判官の報酬等に関する法律の改正により、裁判官の給与が引き下げられたのは、平成一七年一二月のことである。例えば、最高裁判所判事の報酬月額一六八万二〇〇〇円は二月から一六二万一〇〇〇円、翌一八年四月以降一五一万二〇〇〇円、判事三号の報酬月額一〇万六〇〇〇円は二月から一〇六万五〇〇〇円、翌一八年四月以降九九万四〇〇〇円に引き下げられた。¹⁾

広く知られるように、現行憲法は第七九条第六号で最高裁判所の裁判官の報酬について「在任中、これを減額する

ことができない」と定めたし、第八〇条第二号で下級裁判所の裁判官の報酬について「在任中、これを減額することができない」と定めた。どちらも、報酬の面で裁判官の身分を保障している。これらの規定を個々の裁判官に対する保障とみて、他の国家公務員と同率を以て全裁判官について減額することは妨げないという解釈と、裁判官は全員が当初額を定められた報酬を在任中うけることを保障されているとみて、一般的減額も許されないという解釈の二つがある。国会は前者の解釈により平成一七年減額の法律を成立させたのだろう。

さて、明治憲法には裁判官の減俸禁止の規定がなく、裁判所構成法第七三条第一項に判事はその意に反して「減俸セラル、コトナシ」という規定があった。法律の保障の下ながら、判事らは昭和六年（一九三一年）五月政府（若槻内閣）の一般的減俸案に対して、結束堅く断乎として反対の運動を展開した。そのさい政府が一般官吏と同じく判事についても勅令を以て減俸しようとしたことに、判事らは強く反発したのである。^③ 政府の六月一日減俸断行の方針が報道されると、五月二一日東京地方裁判所・東京区裁判所の判事らが連合協議会を開いた。新聞報道によると、その様子は次のようである。ここで、原文のゴシック体の箇所は傍線をひいておこう。

○「全裁判官結束堅く、法理論で反対へ直進―けふ法相に反省を促す」

司法官に対する減俸の手續について反対を表明してある東京裁判所判事は、具体的方針を決定するため、地方裁判所・区裁判所の判事連合協議会を二十一日午後四時から区裁判所三階会議室に開き、地方裁判所側から民事刑事各部長・部長代理・各裁判長・上席及び次席の予審判事、区裁判所側から監督判事・民事刑事の上席判事・破産執行上席判事計三十三名の幹部出席し、とびらにかぎをかけて極秘裏に議事を進めたが、まづ裁判所構成法第七十三条の問題について意見を交換したる結果「減俸そのものについては賛成しないが、それは暫く措くとし

て、憲法及び裁判所構成法によつて保障せられた司法官の独立を侵害する結果を来すべき、行政官なみの勅令をもつて減俸されることは、別項の理由で法律の番人たる裁判官の立場から絶対に対抗する」といふに意見一致しこの趣を書面として二十二日中に渡辺法相に手交し、本省の反省を促すといふに決定した。もしこの法理問題がじゅうりんされる場合には如何なる対策を取るかの点について懇談したところ、サボタージユをもつて法相の反省を促すがよいとの意見が有力に唱へられたが、これに対し事務だけは今まで以上に勉強し、それと共に予審部が検事局側とも連絡し、外国に対する対面を考慮せる某大臣の十萬円事件その他の事件等を徹底的に調べなほすがよいなどの意見も出たが、これ等の点は減俸の手續に関する最後の決定を待つて協議するがよいといふことにし會議四時間にして午後八時散会した。⁴⁾

記事の中の「じゅうりん」は蹂躪の字を平かなに開いたものである。記事の中の「別項の理由」というのは「反対の法的理由」として輪郭づきの見出しを以て掲げたものをさしている。この別項に示される理由をみると、裁判所構成法第七三条は明治憲法第五八条の趣旨を敷衍して裁判官の身分を保障するものだから、当然裁判官全体に関する規定であり、一般的に減俸を禁じているというだけの話である。

その頃の朝刊は一面が書籍や雑誌の全面広告で、二面が政治欄である。その政治欄の冒頭に「減俸反対運動白熱化する」の輪郭づき見出しに続いて、右の「全裁判官結束堅く、法理論で反対へ直進―けふ法相に反省を促す」の大きな見出しが躍っているため、裁判官が徒党をくむかと読者はぎよつとする。少なくとも復刻版をよむ読者は、ぎよつとする。しかも記事を読み進むと、政府が勅令を以て減俸を強行するなら、判事らが一般労働者のようにサボタージユをしようとか、さらに予審判事が検事らと連絡をとり某大臣（若槻首相）の一〇万円事件⁵⁾をはじめ政治家の絡む事件

を調べ直そうとか、好戦的な姿勢である。

売勲疑獄や五私鉄疑獄など、その頃続出した疑獄の多くは政友会の政治家の關係したものである。憲政会（民政党の前身）の政治家も箕浦勝人が大阪の松島遊廓疑獄に關係した。箕浦の絡みで、若槻も第一次内閣のとき首相官邸で大阪の予審判事の証人訊問をうけた。⁶これらの疑獄は、国民に政党の政治支配という現実疑問を抱かせた。検事や予審判事を通じて政党政治家の日頃の遣り口をしる機会のある判事らが、政党内閣が歳入不足の対策として真つ先に判事を含む官吏の減俸を強行しようとしたことに強く反発したのは、いわば自然なことである。叩けば埃の連中ではないか、というわけである。

一方、平成一七年の裁判官の給与引き下げのさい、現行憲法が裁判官の報酬について減額禁止の規定をおいているにもかかわらず、裁判官らの反対運動はおきなかった。裁判官らの反対意思の片鱗さえ、一つとして新聞やテレビに報道されなかった。よもや裁判所という所が特別な所であり、報酬が減額されても不満を抱かない聖人君子が揃っている、というのではないだろう。

敗戦を挟んで、昭和六年から平成一七年まで七〇数年の間に、一つには、裁判官の報酬が国家公務員一般職の給与より遥かに高くなり減額されても応えなくなったことと、今一つには、特に昭和四〇年代後半（一九七〇年代）以降に最高裁判所による強力な統制が進み裁判官の自由が制約されてしまったこと、主としてこれら二つが、一方は積極的な反対運動の展開、他方はお行儀のよい沈黙という極端な落差が生じた事情を説明している。さらに小さなことを追加するなら、敗戦と現行憲法の公布を境として、政党の政治支配という図式が定着して、反政党政治の思想が影を潜めたことがある。

昔は司法官は行政官の後塵を拝して俸給が低かった。民政党内閣の最初の官吏減俸案に対して検事らが反対運動の先陣をきった昭和四年、奏任行政官の平均年俸三四六〇円に対して、奏任判事・奏任検事は三二二〇円に止まったという^⑦。それが現行憲法と裁判所法に代って、兼子一氏は「当初は、裁判官の中堅を成す判事の報酬の最下級が、一般行政官の最上位である各省の次官、長官級に相当する程度に定められた。しかし、その後ベースアップによる改訂毎に、裁判官の報酬表は行政官の俸給表に比して、上昇率が低かったため、現在では余り差異がなくなり、しかも行政官の幹部クラスには、相当な額の管理職手当が支給されることとなった関係で、却って裁判官の上級者よりも多額となり、当初の優位は崩れてしまった」と説明している^⑧。しかしこの氏の評価は一面的で疑わしく、裁判官の報酬表と行政職の俸給表を併載する平成一〇年一月の裁判所時報を参照すると、行政職最上位の一級一五号俸の月額五万七三〇〇円のみが判事最下位の八号の五九万三〇〇〇円を上回るにすぎず^⑨、裁判官の報酬は行政職の俸給に対して依然として大きく優位を保っているのである。

新旧制度下の裁判官・行政官の給与の比較が重要な問題だとしても、本稿はそれを取りあげない。本稿は、今一つの問題、すなわち、司法省の裁判所支配・最高裁判所の裁判所支配の比較という、これも大きな問題のうち、司法省の裁判所支配に限って考察しようと思う。有名なラウエル・レポート（昭和二〇年二月）が、敗戦前の日本の弊風の一つとして「裁判所が裁判官によってではなく検察官によって支配されている」ことを指摘した。早くに、半世紀も前に、家永三郎氏が『司法権独立の歴史的考察』^⑩の中で、ラウエルの指摘を裏づける、司法省の支配の大枠を究明し詳細を点描した。本稿は、あるいは最高裁判所の直接的な支配よりも司法省の間接的な支配の方が個々の裁判官の自由な領域が存在したかもしれない（無論、天皇制国家・明治憲法という別の大きな制約が存在した）という仮説の

下、司法省の裁判所支配を示す基礎的なデータを集積するステップとして起すものである。

- (1) 最高裁判所事務総局発行・裁判所時報第一二二九号（平成一〇年一月一日）二二九頁、裁判所時報第一三九八号（平成一七年一月一日）四三三頁。
- (2) さしあたり、法学協会編『註解日本国憲法』下巻（有斐閣、一九五四年）一一九〇～一一九一頁。
- (3) 詳しくは、新井勉「昭和初年の官吏減俸令と裁判官」（日本法学第七七卷第二号、二〇一一年）。
- (4) 東京朝日新聞昭和六年五月二二日朝刊二面。日本図書センター復刻『朝日新聞縮刷版』昭和六年五月（二〇〇三年）二二の六。
- (5) 若槻は回顧録の中で、この事件について、昭和五年二月の総選挙のさい浜口首相を援助しようとして、民政党の選挙費用調達のため、若槻が新潟の富豪に一〇万円の寄付を依頼した。その書簡が捜査機関に押収され、新聞記事となったにすぎないと記している。講談社学術文庫版・若槻礼次郎『明治・大正・昭和政界秘史―古風庵回顧録』（一九八三年）三〇〇～三〇一頁。
- (6) この事情は、若槻の回顧録中「箕浦と松島事件」として記録されている。前掲『明治・大正・昭和政界秘史―古風庵回顧録』二八一頁以下。
- (7) 新井・前掲論文二二頁。
- (8) 兼子一・竹下守夫『裁判法』新版（有斐閣、一九七八年）二二二頁。
- (9) 前掲・裁判所時報第一二二九号（平成一〇年一月一日）二二九頁、二四一頁。行政職のうち次官ら少数の人は指定職となる。指定職の俸給表をみると、指定職最上位の二二号俸は月額一三七万五〇〇〇円で、確かに判事一号の一三四万六〇〇〇円より多い（二二九頁、二四二頁）。
- (10) 家永三郎『司法権独立の歴史的考察』増補版（日本評論社、一九六七年）。初版は一九六二年の発行。

一 大正四年の司法省・裁判所

日露戦争後の不況下で国家財政が行き詰りながら、一方で積極政策・軍備拡張が声高く主張され、他方で公債償還が地道に実行されなければならなかった。国家財政と日本経済を好転させるため、歴代政府は桂内閣も西園寺内閣も行政整理を重要政策として位置づけた。実際に行政整理を強力に推進したのは大正二年（一九一三年）山本内閣のときのことである。

憲政擁護運動と大正政変をへて山本内閣が成立すると、司法省は前から用意していた五つの法律案を第三〇議会に提出し成立させた。①裁判所構成法中改正法律、②判事及び検事の休職並に判事の転所に関する法律、③裁判所廃止及び名称変更に関する法律、④裁判所管轄区域に関する法律、⑤判事懲戒法中改正法律、がそれである。^①このうち①は大審院・控訴院の各部の員数七人・五人をそれぞれ五人・三人に減じるもの、②は司法大臣に判事・検事二三人を限り休職を命じる権限を与えるもの、③は一二八の区裁判所を廃止するものである。これらを手にして、大正二年四月、司法省は大胆な行政整理、いわゆる司法部大改革を断行したのである。

司法大臣は政友会の領袖の一人、松田正久。松田は、この行政整理を立案した前次官で当時検事総長の平沼騏一郎と二人三脚で大改革を断行した。^②司法省は、四月二日から人事にとりかかり、大阪控訴院長古莊一雄、名古屋控訴院長藤田隆三郎、函館控訴院長一瀬勇三郎、長崎控訴院長西川鉄次郎、大審院部長伊藤悌治、宮城控訴院検事長奥宮正治、函館控訴院検事長池上三郎、長崎控訴院検事長山川徳治ら、多数の人に休職・退職を命じた。^③正確な数を記すと、この人事は、判事一一九人、検事三九〇人、総数一五一九人中、一三一人に休職、九八人に退職、四四三人に

転補・転官を命じたものである。¹⁴⁾

司法部大改革の立役者は平沼騏一郎である。平沼はこの人事で、司法省法学校正則科一期生の一瀬をはじめ、東京大学明治一一年卒の藤田・西川、一六年卒の伊藤ら古参の人を一掃した。その上で、政府は、六月一三日、司法部の人員削減の仕上げとして判事検事官等俸給令中改正の件を公布し、判事二二九人、検事三人を減員した。¹⁵⁾ 裁判所構成法の施行から二三年、司法部の人員配置として入念に整えられた作品が現出した。おそらく老朽者も不適任者も駆逐を免れなかったことだろう。行論上順序が前後するが、右にずらつと並べた人々の関連で、最初に新しい控訴院長の陣容を一見しよう。¹⁶⁾

○控訴院長（大正二年四月）

控訴院	院長	前職	前々職	学歴
東京	富谷銈太郎(留)	大審院部長	大審院判事	正則科
大阪	斎藤十一郎	司法省民事局長	大審院検事	東京大学
名古屋	水上長次郎	大阪控訴院検事長	長崎控訴院検事長	正則科
広島	志方 鍛	大審院判事	千葉地方裁判所長	正則科
長崎	手塚 太郎	名古屋控訴院検事長	大阪地方裁判所検事正	正則科
宮城	清水 一郎(留)	大審院判事	神戸地方裁判所長	正則科
函館	柿原 武熊	大阪地方裁判所長	京都地方裁判所長	東京大学

裁判所構成法の下では大審院長の司法行政権は大審院一つにししか及ばなかったが、控訴院長の司法行政権は控訴院

と管轄区域内の下級裁判所に及んだ。大審院長の司法行政権を制限したのは、全国の裁判所に対する司法大臣の司法行政権との重複をさけるためであり、管轄区域を限り司法行政権を行使する控訴院長の場合と事情が異なる。交通や通信の手段が不十分な時代のことだから、十分な法律の学識があり、司法省に忠順な控訴院長が求められた。ここにもるように、司法省は、司法省法学校正則科の卒業生という子飼いの人と国家官吏の養成所たる東京大学の卒業生を以て、椅子の全部をうめた。

富谷は大正元年一二月に東京控訴院長に就任したばかりで、留任となった。清水は明治四三年四月に宮城控訴院長に就任し三年経過していたが、そのまま留任となった。検事畑の一瀬の函館を別として、判事畑の古荘の大阪、藤田の名古屋、西川の長崎の後任控訴院長として、平沼は、検事畑の斎藤、水上、手塚を起用した。司法省の睨みのきく東京は判事畑の富谷ながら、大阪、名古屋、長崎と重要な控訴院長はいわば司法省が掌握したのである。

さて、本節は、大正四年（一九一五年）の司法省・裁判所の人員配置について考察する。司法部大改革から二年をへているが、大正四年一〇月現在の在職者を掲載する『帝国法曹大観』¹⁷を参照するためである。まず、司法省本省の人員構成をみてみよう。シーメンス・ヴィッカーズ事件で山本内閣が総辞職し、大正三年四月大隈内閣（第二次）が成立した。司法大臣は中正会の尾崎行雄、次官は鈴木喜三郎である。

鈴木は、東京大学を卒業し、大審院判事・東京地方裁判所長をへて、大正元年一二月司法省刑事局長に転じ、二年六月法務局長となり、三年四月次官となった。人もしる平沼の弟分で、大正一〇年一〇月大審院長となる平沼の後任として検事総長に就任し、虎の門事件で一三年一月山本内閣（第二次）が清浦内閣と交代すると、やはり平沼の後任として司法大臣に就任した。

尾崎法相・鈴木次官の下の司法省の陣容は、次のようである。¹⁸ 官房三課長・参事官・二局長の顔ぶれ、前職・学歴を掲げる。

○司法省（大正四年一〇月）

秘書課長	三浦栄五郎	参事官	東京大学
職員課長	皆川 治広	東京地方裁判所検事	東京大学
会計課長	平野 亮平	水戸専売支局長	東京大学
参事官	山内確二郎	東京控訴院判事	東京大学
参事官	飯島 喬平	東京地方裁判所部長	東京大学
参事官	池田寅二郎	東京地方裁判所部長	東京大学
参事官	山岡万之助	東京控訴院検事	日本大学
参事官	宮城長五郎	東京区裁判所検事	東京大学
法務局長	豊島 直通	参事官	東京大学
監獄局長	谷田 二郎	東京控訴院検事	独協大学

三浦は東京区裁判所検事・東京地方裁判所検事をへて司法省入りした検事畑の人、皆川も小倉区裁判所検事・東京地方裁判所検事をへて司法省入りした検事畑の人。会計課長は大蔵省から人が回ってくる。山内・飯島・池田は判事畑の人である。山岡は東京地方裁判所判事から同裁判所検事に転じた人、宮城も東京地方裁判所判事から東京区裁判所検事に転じた人。豊島は東京地方裁判所検事・東京控訴院検事をへて司法省入りした検事畑の人、谷田は元は判事

畑の人である。検事畑・判事畑どちらが優勢か判断しにくいだが、司法省中枢が東京大学出身者を以て固められていることは一目瞭然である。平沼人事（大正二年四月～六月）は、皆川・平野・飯島の三人である。

このうち、山内は民事局長をへて次官・東京控訴院長となり、皆川も名古屋控訴院検事長をへて次官・東京控訴院長となり、谷田は大阪控訴院長に転じた。豊島は東京控訴院検事長に転じ、さらに大審院部長に転じた。山岡は監獄局長・刑事局長となり、後に親分の鈴木喜三郎内相の下で警保局長を務めた。池田は民事局長・大審院部長・大審院長を歴任した。宮城は名古屋控訴院検事長に転じ、同検事長から司法大臣に就任した。

続いて、最高法衙たる大審院の陣容は、次のようである。勅令定員は院長一、部長四、判事二一の併せて二六人である。全員の顔ぶれ、前職・学歴を掲げるのは煩雑なので、特徴を指摘するに止める。

○大審院（大正四年一〇月）

院長	部長	判事
横田 国臣	田部 芳 前職・検事兼参事官。学歴・正則科。	鶴見守義・末弘厳石の二人が正則科卒業。
	馬場 愿治 前職・広島控訴院長。学歴・東京大学。	棚橋愛七ら一九人が東京大学卒業。
	鶴 丈一郎 前職・大審院判事。学歴・正則科。	平野猷太郎・谷野格・泉二新熊は検事畑を歩き、皆参事官の経歴がある。
	横田 秀雄 前職・大審院判事。学歴・東京大学。	

判事畑の末弘は前職が大審院検事、中西用徳は前々職が東京控訴院検事、同じく判事畑の棚橋や入江良之は参事官の経歴がある。

大審院は民事事件・刑事事件の終審裁判所であり、判決を通じて全裁判所の法令解釈を統一した。前の大審院判決と異なる意見があるときは民事の総部、刑事の総部、民事刑事の総部（連合部という）が裁判した。そのため、部長も判事も全員に法律の高い学識が求められた。それにしても、部長・判事の全員が正則科卒業生・東京大学卒業生というのは、よくぞ揃えたものである。平沼人事（大正二年四月～六月）は、馬場・横田、磯谷幸次郎・谷野格・堀田馬三・鈴木英五郎・岩田一郎・中西用徳で、部長二人の前職を別として、判事六人の前職はそれぞれ横浜地方裁判所長・東京控訴院検事・宮城控訴院部長・東京控訴院部長・大阪控訴院部長である。

横田大審院長は、大木喬任司法卿時代に司法省に入り、ずっと検事畑や司法行政畑を歩いた。次官のとき明治三一年六月司法部の老朽淘汰を断行した。そのさい自ら検事総長に転じたが、大東義徹法相と争い懲戒免官となり、¹⁹後に東京控訴院検事長として司法部に帰り咲いた。平沼検事総長以上に司法部を熟知し、原敬首相の手で定年制が裁判所構成法に追加され退職においこまれたが、大審院長の職にあること一五年という記録を作った。

横田の後ろに清浦奎吾がいたし、清浦を通じて山県有朋がいたから、松田正久や平沼に横田の地位を左右する力はなかった。平沼は横田と協調しながら、松田法相の人事権を使って大審院の部長や判事の入替えを行った。部長の伊藤悌治を馬場に替えた後、判事検事官等俸給令中改正の件により部長を四人とし、横田秀雄を昇任させた。横田は信州松代の生まれで、九州宇佐の出の横田国臣と縁戚ではない。この横田は、平沼が大審院長から司法大臣に転じた

後、大審院長となった。平沼は検事畑については、東京控訴院検事の谷野格を大審院判事、検事兼参事官の泉二新熊を東京控訴院検事に昇任させた。泉二は大正四年五月大審院判事に昇任した。泉二は、行刑局長・刑事局長・大審院部長をへて、検事総長・大審院長まで上り詰めた。司法部の地位と東京大学の講義により大正から昭和前期の刑法の実務を指導し、さらに昭和前期の刑法改正作業の中心となった。⁽²⁰⁾

平沼自身を長とする検事局の顔ぶれは、次のようである。勅令定員は総長一、検事七の併せて八人ながら、なぜか手元の『帝国法曹大観』は検事を四人しか掲載していない。平沼人事は矢追一人で、矢追は東京控訴院検事長・次長検事となり、板倉は大審院部長に転じ、林は刑事局長・次官をへて大審院部長から検事総長・大審院長・司法大臣の階段を駆け上った。

○大審院検事局（大正四年一〇月）

総長	平沼騏一郎	前職・次官。参事官・民刑局長を歴任。学歴・東京大学。
検事	鈴木 宗言	前職・台湾覆審法院長。学歴・東京大学。
	板倉松太郎	前職・大審院判事。学歴・東京大学。
	林 頼三郎	前職・東京控訴院検事。学歴・中央大学。
	矢追 秀作	前職・東京控訴院検事。学歴・東京大学。
三人		未詳

さて、大正四年一〇月の全国七控訴院長の陣容は、先走って掲載した大正二年四月と同じである。七人の控訴院長の氏名・前職・学歴を繰り返し記すことはしない。次に、各控訴院の部長・判事について、ごく簡単にみておこうと

思う。勅令定員は院長七、部長一六、判事五一の併せて七四人。これは、司法部大改革のさい判事検事官等俸給令中改正の件により部長の員数二二人中五人を減じ、判事の員数一一〇人の半数強を減じたものである。²¹⁾

ここで各控訴院の部長・判事について、平沼人事(大正二年四月～六月)のもつ意味を探ることは、実は容易ではない。二年半のズレを承知の上で手元の『帝国法曹大観』を参照すると、各控訴院の部長・判事のうち三分の一近い人が平沼人事で現職にある。しかし六七人の中に司法省勤務者・参事官経験者はいないし、平沼が検事畑の人を転官させ判事として配置した痕跡はない。せいぜいのところ学閥をみておくしかない。

○控訴院の部長・判事(大正四年一〇月)

部長	一六人	速成科	三人
		東京大学	一〇人
判事	五一人	速成科	一人
		東京大学	二二人

東京控訴院の部長六人中、四人は平沼人事による新任部長である。古参の松岡義正(東京大学)と中島正司(速成科)に、前東京地方裁判所部長の須賀喜三郎、前東京控訴院判事の菰淵清雄・横村米太郎・西川一男が加わり、六人となった。菰淵(第三高等中学校卒業)²²⁾を除く三人は、全員東京大学の卒業生である。判事一五人中、同じく四人が平沼人事による新任判事である。前東京地方裁判所部長の西郷陽・前東京区裁判所判事の高瀬幸七郎が東京大学卒業生、前東京区裁判所判事の尾佐竹猛・白井茂が明治大学卒業生。東京控訴院の判事一五人中、一一人が東京大学卒業生である。

序でに、大阪控訴院もみておこう。大阪控訴院は古くは東京控訴院と並ぶ格式・規模を誇り、他の控訴院の上位に位置した²⁴。その部長五人中、四人が平沼人事による新任部長である。古参の望月源治郎（速成科）に、中尾保・宮本力之助・鬼沢藏之助・多喜沢秀雄が加わり、五人となった。全員東京大学の卒業生である。判事は一人桜田寿（明治大学）が平沼人事で、判事一三人中、七人が東京大学卒業生で、三人が京都大学卒業生である。

続いて、司法省お膝元の東京地方裁判所、東京区裁判所も一瞥しておこう。東京地方裁判所は、所長が後の大審院長牧野菊之助（東京大学）で、部長は六人、学歴は不思議と区々である。東京大学は立石謙輔一人、京都大学が初代の最高裁判所長官となる三淵忠彦を含む二人、平沼人事による新任部長が法政大学一人・明治大学一人で、六人目は早稲田大学である。判事は二八人で、学歴は速成科一人、東京大学一九人、京都大学一人、私立大学五人、試験合格者二人である。東京大学一九人の中には後の大審院長霜山精一をはじめ、東京控訴院長大森洪太、大阪控訴院長草野豹一郎・三宅正太郎がいる。京都大学の一人は後の検事総長・司法大臣木村尚達。

○東京地方裁判所（大正四年一〇月）

所長	一人	東京大学
部長	六人	東京大学 一人 京都大学 二人 その他 三人
判事	二八人	速成科 一人 東京大学 一九人

京都大学	一人
その他	七人

東京区裁判所は、区裁判所ながら、判事三三人が配置されていた。監督判事は平沼人事の吉田録作（独協大学）である。判事の学歴は、東京大学一三人、京都大学一人、私立大学（吉田を含め）九人。京都大学の一人は最後の大審院長となる細野長良である²⁵⁾。東京区裁判所は判事三五人中、東京大学が二人で六〇パーセント、東京区裁判所は判事二三人中、東京大学が一人で五七パーセントである。

一方、東京地方裁判所検事局は、検事正をはじめ、検事七人が全員東京大学である。東京区裁判所は、検事一七人中、東京大学一二人、京都大学二人、私立大学三人である。東京大学のしめる比率は、前者一〇〇パーセント、後者七一パーセントである。東京地方裁判所検事局の中川一介検事正・小原直検事は平沼人事で、東京控訴院検事・東京区裁判所検事から異動してきた。小原は東京控訴院長をへて司法大臣となったが、東京区裁判所にも、後に司法大臣となる検事が二人いた。一人は塩野季彦（東京大学）で次長検事から司法大臣となり、今一人は岩村通世（岩村通俊農相の子、東京大学）で次長検事・次官・検事総長を歴任して司法大臣となった。

さて、右の東京地方裁判所、東京区裁判所の二つは別として、地方裁判所・区裁判所の具体的な内容に入るとなると、これはキリがない。そこで、本稿では、地方裁判所のごく輪郭をみておこう。その頃東京控訴院管内の地方裁判所は、東京・横浜・浦和・千葉・水戸・宇都宮・前橋・静岡・甲府・長野・新潟の一一である。これら地方裁判所長のうち平沼人事（大正二年四月～六月）により新任所長となったのは、これも安易に『帝国法曹大観』を参照すると

横浜・浦和・水戸・前橋・静岡・甲府・新潟の七つである。横浜の所長横田五郎²⁶（東京大学）は参事官の経歴をもつ検事畑の人である。前橋の所長（中央大学）は検事正の経歴をもつ。水戸・新潟の所長は速成科、静岡・甲府の所長は東京大学である。僅かながら平沼人事の意味が示されている。所長一人のうち、学歴別では、速成科二人、東京大学四人、その他五人。

全国五〇の地方裁判所の五〇人の所長の学歴をみると、速成科一人、東京大学一人。併せて五〇パーセントにすぎない。しかし大阪控訴院管内（京都・大阪・神戸・奈良・大津・和歌山・徳島・高松・高知）は、地方裁判所長九人で速成科一人・東京大学六人、併せて七八パーセントをしめている。九人のうち平沼人事は七人で、京都（本省から官房文書課長堀栄一を異動させた）や大阪など五つの所長に東京大学卒業生を送り込んだ。

本節の締め括りとして、大正四年一〇月の全国の地方裁判所判事・区裁判所判事の学歴を表示しておこう。裁判所構成法施行以後、判事の勅令定員は八九八人で、最少の員数である²⁷。ところが『帝国法曹大観』は八一人しか掲載せず、八七人の漏れがある。そのため、これを基礎として掲げる表は、およその傾向を示すものでしかない。速成科二五人と東京大学二一人を併せて三三六人。これは七一一人に対して三三パーセントである。それが東京地方裁判所や東京区裁判所に重点的に配置されたことは、より少率の薩長土肥の勢力が主要な裁判所・検事局を支配した明治中期の藩閥の手法を想起させる²⁸。

○地方裁判所・区裁判所（大正四年一〇月）

附、控訴院・大審院

地方裁判所・区裁判所	速成科 二五人	三三パーセント
七一人 (七九八人)	東京大学 二二一人	
控訴院	正則科 五人	
七四人 (七四人)	速成科 四人	五八パーセント
	東京大学 三四人	
大審院	正則科 四人	九六パーセント
二六人 (二六人)	東京大学 二一人	

*括弧内の数字は勅令定員

- (11) 内閣官報局編『法令全書』大正二年2 (原書房復刻版、一九八五年) 六頁以下。五法律の施行日は大正二年四月二日である (大正二勅五四)。
- (12) 司法部大改革と松田・平沼については、三谷太一郎『近代日本の司法権と政党』(塙書房、一九八〇年) 七七頁以下。
- (13) 法律新聞大正二年四月二五日・第八五八号二一面、「司法官の淘汰」「司法官の大更迭」。
- (14) 司法省編『司法沿革誌』(原書房復刻版、一九七九年) 二八二頁、五四三頁。
- (15) 大正二年勅令第一七一号、法令全書大正二年3・二五一頁以下。判事の定員は九〇〇人となった。続いて、大正三年勅令第七四号判事検事官等俸給令中改正の件、法令全書大正三年3、復刻版一九八六年。二七六〜二七七頁) による減員で、判事定員は八九八人となった。この定員が裁判所構成法施行以後最少の員数である。
- (16) 本稿で学歴として学校名を表示する場合、司法省法学校正則科・同速成科は司法省法学校を略する。帝国大学・東京帝国大学は東京大学に統一し、京都帝国大学は帝国を略する。東京法学院、和仏法律学校、東京専門学校など旧称については現在

の中央大学、法政大学、早稲田大学などに改める。

(17) この『帝国法曹大観』は大正四年(一九一五年)一月、帝国法曹大観編纂会が編纂・発行した最初のものである。本稿は、ゆまに書房が『日本法曹界人物事典』第一巻司法篇として復刻したもの(一九九五年)を使用する。追試の検案が容易なため、一々頁数を注記しない。

(18) 三浦秘書課長は参事官、皆川職員課長・平野会計課長は書記官である。五人の参事官の配置が宮城(法務局)一人を除きはつきりしないので、とりあえず『帝国法曹大観』の順序(職員録の順序という)どおりに並べておく。山岡は監獄局か。

(19) さしあたり、加太邦憲、『自歴譜』(岩波文庫、一九八二年)一七〇頁以下。詳しくは、楠精一郎「明治三十一年検事総長横田国臣懲戒免官事件」参照。楠精一郎「明治立憲制と司法官」所収、第五章(慶応通信、一九八九年)。

(20) 刑法改正作業と泉二の役割りについて、さしあたり、新井勉「改正刑法仮案の編纂と内乱罪」(日本法学会第七三巻第二号、二〇〇七年)参照。

(21) 注(15)と同じ。

(22) 第三高等中学校について、加太・前掲書一四二頁以下、竹内洋『学歴貴族の栄光と挫折』日本の近代第一二巻(中央公論新社、一九九九年)四六頁以下、秦郁彦『旧制高校物語』(文春新書、二〇〇三年)五七頁以下。

(23) 東京地方裁判所長時代の鈴木喜三郎の尾佐竹排斥については、村上博「司法官としての履歴と時事法律論」参照。明治大学史資料センター編『尾佐竹猛研究』所収、第一章(日本経済評論社、二〇〇七年)。

(24) 明治中期の大阪控訴院の位置づけについて、新井勉「児島惟謙と松岡康毅」(日本大学史紀要第六号、一九九九年)一五～一六頁。

(25) 広島控訴院長時代の細野が東条英機首相の司法部抑圧に反発したことについては、家永・前掲書四五頁以下参照。

(26) 横田五郎の本籍は大分県宇佐郡封戸村、横田国臣は同じ宇佐郡の辻村である。注(17)の『帝国法曹大観』大正四年版三五頁、一七九頁。二人の縁戚関係は調査中。五郎は国臣の弟らしい(法律新聞大正二年四月三〇日・第八五九号一五面参照)。

(27) 判事の定員が一〇〇〇人を割ったのは、大正二年司法部大改革で九〇〇人まで減員した後、大正六年まで続いた。翌七年

一〇〇〇人台に復した。前掲『司法沿革誌』五四三頁、最高裁判所事務総局編『裁判所百年史』（大蔵省印刷局、一九九〇年）五五四頁。

(28) 新井勉「明治中期司法部の藩閥構成について」（日本法学第六六卷第四号、二〇〇一年）参照。

二 昭和三年の司法省・裁判所

次に、本節は、昭和三年（一九二八年）の司法省・裁判所の人員配置について考察する。この年を選ぶのは、一つは、冒頭でふれた官吏減俸案に対する判事らの反対運動（昭和六年五月）と距離が近いためであり、今一つは、手元の『帝国法曹大観』改訂三版²⁹が昭和三年一月現在の在職者を掲載する（発行は昭和四年三月）ためである。前節と同じように、興味のある事項から順にみていこう。

最初に東京地方裁判所・東京区裁判所の陣容を一瞥する。なぜなら、昭和四年一〇月政府（浜口内閣）の減俸案に対する判事らの激しい反対運動に続いたのは、東京地方裁判所・東京区裁判所である。この減俸案が一たび挫折したにもかかわらず、昭和六年五月二たび政府（若槻内閣）が減俸案を強行しようとしたさい反対運動の震源地となったのも、この東京地方裁判所・東京区裁判所である。

行政整理は遠い話となり、毎年か隔年かで増員が繰り返され、裁判所も検事局も所帯が膨張した。勅令定員は昭和三年判事が一二四五人、検事が六三六人となり、翌四年は判事一二四九人、検事六三七人となった³⁰。前節の大正四年の勅令定員と比べると、判事は一・三九倍、検事は一・六五倍となった。東京地方裁判所も、東京区裁判所も、判事や検事で膨れ上がった。

○東京地方裁判所（昭和三年一月）

所長	一人	東京大学（田中 右橋）
部長	二人	東京大学 一九人 京都大学 二人
判事	六三人	東京大学 四四人 京都大学 八人 日本大学 四人、中央大学 三人、明治大学 一人 関西大学 一人、試験合格 二人

○東京区裁判所（昭和三年一月）

判事	四六人	東京大学 二九人 京都大学 七人 中央大学 四人、日本大学 三人、明治大学 二人 早稲田大学 一人
----	-----	--

東京地方裁判所長の田中右橋は、大審院判事から京都・大阪の所長をへて、東京の所長となった。後の大阪控訴院長・東京控訴院長。部長の中島弘道（東京大学）が参事官・書記官として司法省民事局勤務の、島保（東京大学）が書記官として刑事局勤務の経歴をもち、垂水克己（東京大学）は大法官房調査課・刑事局の事務嘱託の経歴をもっている。島や垂水も、同じく部長の岩松三郎・下飯坂潤夫（二人とも東京大学）も後の最高裁判所判事である。判事の

藤井五一郎・佐藤藤佐 (二人とも東京大学) も刑事局の事務囑託で、佐藤は後の検事総長。同じく判事の石坂修一や奥野健一 (二人とも東京大学) も後の最高裁判所判事であり、横田正俊 (東京大学) は後の最高裁判所長官。判事の中には、大津事件の研究で名を残す安齋保^① (東京大学) の姿もある。東京区裁判所に目を転じると、監督判事の立石種一 (東京大学) は有名な人ではないが、判事の安倍恕 (東京大学) が後の東京高等裁判所長官である。

司法部は初めは司法省法学校の正則科・速成科で子飼いの人材を養成したが、明治中期法学校を廃止した (正則科在學生は東京大学へ編入) 後は、他の行政官庁と同じように国家官吏の養成所たる東京大学を自らの人材の供給源とした。司法部大改革 (大正二年) の頃が法学校卒業生が最後の輝きをみせた時期であり、大正一〇年の富谷銈一郎の大審院長退職がいわば法学校卒業生の終焉を象徴していた。方針の転換をうけて、東京大学卒業生は早くから司法部内各所の蚕食をはじめ、司法省中枢・大審院・大審院検事局・各控訴院などを支配下においた。その生態は大正四年一〇月を対象とした前節でみたとおりである。

右の東京地方裁判所・東京区裁判所の人員構成は、ただ一つ、東京大学卒業生の比率の高さを示している。どちらも東京大学卒業生の数が他より突出して、東京地方裁判所の部長の九〇パーセント、判事の七〇パーセントをしめている。東京区裁判所の判事の方は六三パーセントをしめている。一方、東京地方裁判所検事局・東京区裁判所検事局に目を転じると、比率はもつと高い。単純な計算で、東京地方裁判所検事局は検事 (検事正を含め) 一五人中一二人で八〇パーセント、東京区裁判所検事局は検事四〇人中三二人で、これも八〇パーセント。同じ官立大学の京都大学を加えれば、さらに高い比率となる。

○東京地方裁判所検事局（昭和三年一月）

検事正	一人	東京大学（塩野 季彦）
検事	一四人	東京大学 一一人 京都大学 一人 中央大学 一人、早稲田大学 一人

○東京区裁判所検事局（昭和三年一月）

検事	四〇人	東京大学 三二人 京都大学 五人 中央大学 一人、明治大学 一人、試験合格 一人
----	-----	--

東京地方裁判所の検事正塩野季彦は、参事官・書記官（刑事局・行刑局）をへて、東京の検事正となった。検事局内に塩野閥を作り、後に行刑局長をへて次長検事から司法大臣となった。次席検事の松阪広政（東京大学）は、刑事局長・東京控訴院検事長をへて検事総長・司法大臣の階段を駆け上った。二人は別格としても、検事の秋山要（東京大学）は後に刑事局長・東京控訴院検事長、金沢次郎（東京大学）も行刑局長・大阪控訴院検事長となった。今一つの検事局、東京区裁判所は、検事の丸才司（東京大学）が後の福岡高等検察庁検事長、岸本義広（東京大学）が東京高等検察庁検事長。

ざっと『帝国法曹大観』改訂三版をみた限りで、東京地方裁判所・東京区裁判所は逸材揃いであり、二つの検事局も実に錚々たる顔ぶれが揃っている。どちらともエリート集団である。政府（浜口内閣）の最初の減俸案は、昭和四年

一〇月一五日に発表された。それに対して、翌一六日他の官庁に先んじて反対の声をあげたのは、これらの検事らである。新聞報道によると、その様子は次のようである。

○「減俸反対の先駆にまづ少壮検事起つ

—東京地方、区裁判所、控訴院の六十名が反対決議す—

反対と非難のものすごい、つづに包まれた官吏減俸案に対し、果然反抗の直接的運動が東京地方、並に区裁判所検事局、東京控訴院検事局の全検事約六十名によつて口火を切られた。一般司法官は行政官より俸給上冷遇を受け隠忍すること約三十年、最近やつと均衡問題がやかましくなつて来た折も折、突如この減俸となつたので、まづこれ等検事は司法官の地位を侮辱し事情を解せざるも甚だしいものとして奮起し、十六日午後退庁前後に地方、区、控訴院の各検事室に部長級検事以下少壮検事みな秘密会合し協議を遂げた結果、徹底的に減俸案に反対撤回を迫ることに一決、左の意味の決議をなしこれを上司に提出することになつた。

決 議

官吏減俸案は吾人司法官現在の待遇より見て極めて不合理なるをもつて、これに反対し、即時撤回を希望す。³²

さて、ここで、司法省本省の人員構成をみてみよう。手元の『帝国法曹大観』は、書名に「御大札記念」を冠している。御大札、すなわち、昭和三年一月京都御所で天皇の即位式があつた。その時点の在職者を掲載しているのである。時の内閣は政友会の田中義一内閣で、司法大臣は原嘉道、次官は小原直である。原は、東京大学を卒業し一時農商務省官吏を務め、転じて弁護士となり、また転じて司法大臣に就任した。小原は、東京大学卒業後ずっと検事畑を歩き、参事官（刑事局）をへて大審院次席検事から次官となつた。原は後に枢密院議長となり、小原は司法大臣と

なり、内務大臣にもなった。

原法相・小原次官の下の陣容は次のようである。まず官房五課長・三局長の顔ぶれや（なるべく近い主たる）前職を掲げ、次に各局の書記官を掲げる。

○司法省（昭和三年二月）

秘書課長	佐々木良一	東京地方裁判所部長	京都大学
人事課長	清水壮左久	東京地方裁判所検事	東京大学
会計課長	近藤 三郎	三田尻専売支局長	東京大学
保護課長	大原 昇	東京地方裁判所部長	東京大学
調査課長	木村 尚達	東京地方裁判所部長	京都大学
民事局長	池田寅二郎	参事官	東京大学
刑事局長	泉二 新熊	大審院判事	東京大学
行刑局長	松井 和義	横浜地方裁判所検事	東京大学

民事局	長島 毅・東京大学、鬼頭 豊隆・東京大学、森田豊次郎・東京大学、坂野 千里・東京大学 小堀 保・東京大学
刑事局	古田 正武・東京大学、佐藤 龍馬・東京大学、黒川 涉・東京大学、池田 克・東京大学 一木頼太郎・東京大学、潮 道佐・京都大学
行刑局	辻 敬助・東京大学、岡部 常・東京大学、森山武市郎・明治大学、正木 亮・東京大学

本省入りの時期が早まり課長・局長の直近前職の多くが書記官や参事官なので、少し遡った前職を記した。松井が検事畑で、清水は判事より検事が長く、他の人は判事畑の人である。これら課長・局長に書記官を併せた本省幹部の将来は、池田寅二郎、泉二、長島がこの順で大審院長となり、木村は検事総長・司法大臣となった。清水は長崎控訴院長、鬼頭、佐々木は名古屋控訴院長、坂野は東京控訴院長、黒川は東京控訴院検事長、池田克は名古屋控訴院検事長、一木（一木喜徳郎枢府議長の子）は宮城控訴院検事長、正木は名古屋控訴院検事長である。池田克は最高裁判所判事でもある。

順序として次に最高法衙たる大審院である。大審院も勅令定員が大正一三年以降は院長一、部長八、判事三八まで増員され四七人に膨張した。前節の大正四年と比べると、部長が二倍、判事が一・八倍である。この大所帯の全員の顔ぶれ、前職・学歴を掲げるのは煩雑なので、特徴を指摘するに止める。もつとも、手元の『帝国法曹大観』をみると、なぜか部長一人、判事一人が欠けている。

○大審院（昭和三年一月）

院長	牧野菊之助	前職・大審院部長、前々職・東京控訴院長。	学歴・東京大学。
部長	豊島 直通	前職・東京控訴院検事長、前々職・刑事局長。	学歴・東京大学。
	松岡 義正	前職・大審院判事、前々職・東京控訴院部長。	学歴・東京大学。
	柳川 勝二	前職・宮城控訴院長、前々職・大審院判事。	学歴・東京大学。
	嘉山 幹一	前職・大審院判事、前々職・京都地方裁判所長。	学歴・東京大学。
	板倉松太郎	前職・大審院検事、前々職・大審院判事。	学歴・東京大学。

判事	島田 鉄吉	前職・大審院判事、前々職・行政裁判所評定官。学歴・東京大学。
	須賀喜三郎	前職・広島控訴院長、前々職・東京控訴院部長。学歴・東京大学。
東京大学 二〇人、京都大学 一〇人、明治大学 二人、 第三高等中学校（菰淵清雄）、独協大学、日本大学、早稲田大学、中央大学、それぞれ一人。 霜山精一、鈴木秀人、宇野要三郎、尾佐竹猛、吉田久、大森洪太、草野豹一郎、細野長良ら、三七人。 参事官経験者は霜山、大森、草野の三人。		

部長七人は全員東京大学卒業生で、豊島が検事畑の人である。判事三七人中、東京大学は二〇人で五四パーセントに止まるが、院長や部長七人を併せると六二パーセントとなる。参事官（法務局）の経歴のある霜山は後に大審院長となり、同じく大森（参事官・民事局）は東京控訴院長、草野（参事官・刑事局）は大阪控訴院長となった。霜山らは皆東京大学。これと別に、細野は大審院長、鈴木は大阪控訴院長となった。細野も鈴木も京都大学である。

大審院の検事局は、勅令定員が総長一、検事一三の併せて一四人ながら、手元の『帝国法曹大観』訂正三版は検事を八人しか掲載していない。総長の小山松吉（独協大学）は平沼人事で長崎の検事長となり、大審院の次席検事から総長となった。次席検事の林頼三郎（中央大学）は刑事局長・次官・大審院部長を歴任して、司法大臣に転じた小山の後任総長に就任した。このようにして検事総長の椅子は、平沼、鈴木喜三郎、小山松吉、林頼三郎の順に平沼閥が独占した。そして四人が皆司法大臣となった。検事八人の中には、宮城長五郎（東京大学）の姿がある。宮城も後に司法大臣の仲間入りをした。

○大審院検事局（昭和三年一月）

総長	一人	独協大学（小山 松吉）	
検事	一三人	東京大学	四人
		中央大学	三人、早稲田大学 一人
	五人	未詳	

さて、次に昭和三年一月の全国七控訴院の陣容ながら、これを個別にみていけば、ただ目が回るだけの煩雑さである。そこでとりあえず、東京控訴院をごく簡単にみた後、七つの控訴院の一覧を掲げることとしよう。

○東京控訴院（昭和三年一月）

附、東京控訴院検事局

院長	一人	東京大学（和仁 貞吉）	
部長	七人	東京大学 七人	
判事	一七人	東京大学	一五人
		中央大学	一人、明治大学 一人
検事長	一人	東京大学（三木猪太郎）	
検事	八人	東京大学	七人
		京都大学	一人

わかりやすい学歴からみると、東京控訴院は全判事二五人中、東京大学が二三人で、何と九二パーセントをしめて

いる。検事局も全検事九人中、東京大学が八人で、八九パーセント。どちらも東京大学卒業生の数が他より突出してこと、東京地方裁判所・東京区裁判所よりさらに上である。人を見ると、和仁が次に大審院長、部長の赤羽瀨（東京大学）が札幌控訴院長となり、判事の井上登（東京大学）は後の最高裁判所判事、中島民治（東京大学）は福岡高等裁判所長官、池田確二（東京大学）は仙台高等検察庁検事長である。検事局の方も、検事の岩村通世（東京大学）が検事総長・司法大臣となったし、中野並助（東京大学）も検事総長となった。どちらもエリート集団である。

○控訴院の院長・部長・判事（昭和三年一月）

院長	七人	東京大学	四人
部長	一九人	東京大学	一二人
判事	六二人	東京大学	四〇人
		京都大学	一人
		中央大学	一人
		法政大学	一人
		明治大学	一人
		試験合格	一人
		獨協大学	一人
		明治大学	一人
		法政大学	一人
		東京大学	一人
		京都大学	四人
		中央大学	一人
		明治大学	一人
		試験合格	一人
		獨協大学	一人
		明治大学	一人
		法政大学	一人
		東京大学	四〇人
		京都大学	一人
		中央大学	三人
		明治大学	三人
		日本大学	二人
		法政大学	一人
		東京大学	二人
		京都大学	一人
		中央大学	三人
		明治大学	三人
		日本大学	二人
		法政大学	一人

まず学歴の点では、全国七控訴院の全判事八八人（勅令定員は部長二二人で、計九〇人）のうち、東京大学五六人で、六四パーセントである。同じ官立大学の京都大学一五人を加えれば、八一パーセント。本省との関係を指摘する

と、大阪控訴院長の谷田三郎（独協大学）が監獄局長、名古屋控訴院長の立石謙輔（東京大学）が刑事局長、名古屋控訴院部長の三宅正太郎（東京大学）が秘書課長からそれぞれ現職に転じた。また、東京控訴院部長の赤羽漣は参事官・書記官（刑事局）の経歴があり、大阪控訴院判事の斎藤悠輔（東京大学）も後に書記官（刑事局）や調査課長を経験する。ちなみに、斎藤は後の大阪高等検察庁検事長・最高裁判所判事である。

本節の締め括りとして、昭和三年一月の全国の地方裁判所長・地方裁判所部長の学歴を表示しておこう。³³ 本省との関係らしいものが確認できないため、どうしても学歴一つをとりあげざるをえない。

○地方裁判所所長・部長（昭和三年一月）

地方裁判所所長	速成科	二人
五人	東京大学	一〇人、京都大学
	中央大学	一三人、明治大学
	早稲田大学	二人、関西大学
		二人、試験合格
		一人
地方裁判所部長	一一五人中、東京大学	六一人

控訴院の院長・部長にしめる東京大学の比率と異なり、全国五一の地方裁判所長は東京大学卒業生が一〇人、僅か二〇パーセントにしかすぎない。地方裁判所部長（定員はない）をみると、一一五人中、六一人で、五三パーセントをしめている。地方裁判所の所長の椅子は、おそらく私立大学卒業生に開かれていたのだろう。これが上がりの標準例なのだろう。もっとも、司法部大改革もあり、裁判所の上層を担う年齢層の点で、司法部の東京大学卒業者の人数に限界があり、裁判所の上層から配置していったら、一時的に地方裁判所長にかなりの空きが生じることとなったの

かもしれない。

今一つ表示するのは、前節と同じく、昭和三年一月の全国の地方裁判所判事・区裁判所判事の学歴（東京大学の比率）である。地方裁判所判事・区裁判所判事の判事の勅令定員は所長五一、他の判事一〇五七、併せて一一〇八人ながら、手元の『帝国法曹大観』改訂三版は一〇六三人しか掲載していない。四五人漏れがあるため、これを基礎として掲げる表は、およその傾向を示すものではない。

○地方裁判所・区裁判所（昭和三年一月）
附、控訴院・大審院

地方裁判所・区裁判所		
控訴院	一〇六三人（一一〇八人）	東京大学 四七三人
大審院	四五人（四七人）	東京大学 二八人
		六二パーセント

*括弧内の数字は勅令定員

- (29) 帝国法曹大観編纂会編『帝国法曹大観』改訂三版。ゆまに書房復刻『日本法曹界人物事典』第三卷司法篇（一九九五年）。
- (30) 前掲『司法沿革誌』五四三頁、前掲『裁判所百年史』五五四頁。
- (31) 新井勉「大津事件研究史における『大津事件関係史料集』刊行の意味」（山梨学院大学・社会科学研究第二六号、二〇〇一年）が、安斎保編『大津事件に就て』（思想研究資料特輯第六五号、一九三九年）の研究史上の位置づけをしている。

(32) 東京朝日新聞昭和四年一〇月一七日朝刊二面。日本図書センター復刻『朝日新聞縮刷版』昭和四年一〇月(二〇〇五年)一七の六。

(33) 判事の学歴の表示は最終学歴とした。例えば、大阪区裁判所判事石井寛三の東京大学法学部政治学科卒業・京都大学法学部法律学科卒業は、京都大学をとった。注(29)『帝国法曹大観』改訂三版五三三頁。他はこれに倣った。

(34) 大正四年一〇月の地方裁判所の数は五〇、昭和三年一月の数は五一である。これは、大正五年八月、司法省が旭川地方裁判所を設置したためである。前掲『司法沿革誌』三〇五頁。

三 司法省の裁判所支配

これまで、大正四年(一九一五年)と昭和三年(一九二八年)の二つの年を選んで、司法省・裁判所の人員配置を概観した。人員配置・人員構成をみるさい重点をおいたのは、①本省勤務の経歴の有無、②司法省法学校・東京大学の卒業生かどうか、という二つの事項である。前者は司法省閥(検事閥ともいう)に列なるかどうか、後者は新旧の二大学閥のどちらかに属するかどうかである。後者は、法学校の最盛期は過ぎていたから、主として東京大学の卒業生かどうかをみてきた。さらに、③出身地(藩閥との関係)や、④縁戚や閥閥という切り口もあるが、藩閥は過去の領域に入っていたし、縁戚・閥閥は少数の人しか確認がとれないから、本稿は①と②に単純化した。

司法部大改革のさいの平沼人事(大正二年四月～六月)を、本稿は「入念に整えられた作品」と表現したが、当時の評判は一般に芳しいものではなかった。それは、一つには、本稿が推測した「おそらく老朽者も不適任者も駆逐を免れなかったことだろう」という以上に、その機会を利用して、平沼騏一郎ら平沼閥にとって目障りな適任者も一緒

に駆逐したためである。

○「司法部改革と世論」

東每子曰く「今度の司法官異動は公平無私にやつた筈だと松田法相は空嘯いてゐるが、淘汰された中にも藤田隆三郎、一瀬勇三郎、西川鉄次郎の如き、老朽でもなければ手腕も徳望もある。ソレに松室の婿たる小林芳郎が一足飛に大阪控訴院検事長に転じ、神戸地方裁判所検事正小山松吉が異数にも長崎控訴院検事長に陞任したことなど考へると、司法省の実権は全く平沼、小山等の検事出に掌握されたやうだ。松田正久は木偶の大臣としては重宝なものだ」云々。⁽³⁵⁾

記事の中の「空嘯いてゐる」は、そらぶいてござる。小林は前法相松室致の妹婿、小山は（平沼派の）次官の小山温である。東京毎日新聞は、適任者まで駆逐したことを批判して、司法部大改革の人事が平沼人事だと指摘したのである。報知新聞も、同じく一瀬らの休職と対比して「頑冥固陋殆んど度し難しと評され他に何の取り得があるかしら」とまで目されて居る小林東京検事正が拔擢も拔擢、二段も飛んで直に東京に次ぐ大阪の検事長に歴上⁽³⁶⁾ ったことや、小山の陞任を捉えて「亦誰か之を旧松室直参派、現平沼総長、小山次官派一味徒党の専恣に帰せざるものやある」と指摘した。

平沼人事の評判が芳しいものではなかったのは、今一つには、東京毎日新聞が「司法省の実権は全く平沼、小山等の検事出に掌握されたやうだ」と控え目に、報知新聞が「現平沼総長、小山次官派一味徒党の専恣に帰せざるものやある」と鋭く記したが、平沼閥が本省を押さえ、判事・検事の人事を行ったことがはっきりしたためである。平沼が検事総長の官職を以て、事実上その手で判事の大異動を行ったことは、一般の常識からはおかしな話だった。

○「再び司法官淘汰に付きて」

今回発表せられたる高級司法官に対する休職、退職、移動を靜平に觀察すれば、這回自ら一条の徑路あり。吾人の憂ひとせるところのもの、果然として現出したるを見る。換言すれば司法部内明かに一種の朋党的系統なるを知り得べく、學閥、黨閥、縁閥の其間を縫ふて、今回の如き結果を齎らしたることを推知するに足る也。仮令へば其學識に於て其材幹に於て、未だ大に用ゆるに足るの長崎控訴院長西川鉄次郎、函館控訴院長一瀬勇三郎、大審院判事伊藤悌治、大阪地方裁判所検事正山本辰六郎の諸氏を馘りたるが如き、而して後進齋藤十一郎、横田五郎、堀榮一、三氏の如きを本省より抜きて、大阪控訴院長又は横浜、京都の裁判所長たらしめ、之に与ふるに最上俸を以てしたるが如き、必ずしも公平と云ふことを得ざるべし。³⁷

法律新聞は、這回（今回）の人事には司法部内の「朋党的系統」からの徑路があるとして、平沼閥が果然現出したことを記した。さらにこの朋党に「學閥、黨閥、縁閥」が加わるとしている。學閥・縁閥は字のとおりながら、黨閥は何をさすのかはつきりしない。ともあれ、大改革に伴う大異動が朋党、すなわち平沼閥・検事閥の専恣にでたことを記したのである。

平沼閥は検事閥ともいうし、司法省閥ともいう。東京毎日新聞は「平沼、小山等の検事出」と記した。確かに平沼らは検事出である。しかし全員が検事畑の人というのではない。検事畑・判事畑をとわず、本省に入り参事官・書記官、課長・局長となると、東京地方裁判所検事・東京控訴院検事・大審院検事の一つを兼ねる。そして次に裁判所や他の検事局の、より上位の官職に転じるのである。そういう人も検事閥に含まれるから、この点を考えると司法省閥という言葉の方があるいは適當なのかもしれない。このような事情があるので、本稿は本省勤務の経歴の有無に注意

を払ってきたのである³⁸。

そこで、本節は、かなり駆け足となるが、大正・昭和前期の大審院をはじめ、主要な二、三の裁判所の院長・所長の人事についてみてみよう。まず最高法衙、大審院である。

○大審院長（大正・昭和前期）

院 長	前 職	前々 職	本省勤務	学 歴
横田 国臣	検事総長	東京控訴院検事長	次官	
富谷銈太郎	東京控訴院長	大審院判事		正則科
平沼騏一郎	検事総長	次官	次官	東京大学
横田 秀雄	大審院部長	大審院判事		東京大学
牧野菊之助	大審院部長	東京控訴院長		東京大学
和仁 貞吉	東京控訴院長	東京控訴院検事長		東京大学
林 頼三郎	検事総長	大審院部長	次官	中央大学
池田寅二郎	大審院部長	民事局長	民事局長	東京大学
泉二 新熊	検事総長	大審院部長	刑事局長	東京大学
長島 毅	大審院部長	大阪控訴院長	次官	東京大学
霜山 精一	東京控訴院長	大審院部長	参事官	東京大学

大審院長一人中、検事総長から転じた人が四人、東京・大阪の検事長から転じた人（和仁）が一人、次官経験者

が四人、局長・参事官の経歴のある人が三人。判事畑だけを歩いてきた人は、富谷、横田秀雄、牧野の僅か三人しかみあたらない。これでは、大審院長の多くが司法省閥の一員だということとなる。司法省としては、いつも大審院と阿吶の呼吸が保てたわけである。

○東京控訴院長（大正・昭和前期）

富谷銈太郎・牧野菊之助、略

院 長	前 職	本省勤務	学 歴
山内確三郎	次官	次官	東京大学
和仁 貞吉	東京控訴院検事長		東京大学
小原 直	次官	次官	東京大学
皆川 治広	次官	次官	東京大学
田中 右橘	大阪控訴院長		東京大学
木村 尚達	大審院部長	刑事局長	京都大学
霜山 精一	大審院部長	参事官	東京大学
大森 洪太	次官	次官	東京大学

富谷・牧野の二人は、大審院長の表でわかるので略した。二人を含め、東京控訴院長一〇人中、本省勤務の経歴のある人が六人。中でも、前職の欄・本省勤務の欄をわけける意味がないくらい、山内、小原、皆川、大森の四人は次官からの転職組（正確には転官組）である。判事畑だけを歩いてきた人は、富谷、牧野、田中の僅か三人。東京控訴院

長の多くも同じく司法省閥の一員だということとなる。

○大阪控訴院長（大正・昭和前期）

古荘一雄、略

院 長	前 職	本省勤務	学 歴
齋藤十一郎	民事局長	民事局長	東京大学
水上長次郎	名古屋控訴院長		正則科
谷田 三郎	監獄局長	監獄局長	独協大学
田中 右橘	広島控訴院長		東京大学
長島 毅	次官	次官	東京大学
鈴木 秀人	広島控訴院長		京都大学
草野豹一郎	長崎控訴院長	参事官	東京大学
三宅正太郎	大審院部長	次官	東京大学

古荘は、平沼人事で淘汰された人なので略した。古荘を含め、大阪控訴院長九人中、本省勤務は五人で、そのうち二人が局長から転じ、二人が次官から転じた。判事畑だけを歩いてきた人は、水上、田中、鈴木の三人。東京・大阪の二つの控訴院長の表をみて気づくのは、次官から東京控訴院長へ四人が転じ、大阪控訴院長へ二人が転じたことである。現在最高裁判所事務総長が東京・大阪の高等裁判所長官へ転じるのは、前例があったわけである。³⁹⁾

○東京地方裁判所長 (大正・昭和前期)

所長	前職	本省勤務	学歴
牧野菊之助	京都地方裁判所長		東京大学
今村恭太郎	横浜地方裁判所長		明治大学
田中 右橘	大阪地方裁判所長		東京大学
西郷 陽	大審院判事		東京大学
宇野要三郎	横浜地方裁判所長		京都大学
三宅正太郎	大審院判事	秘書課長	東京大学

○東京刑事地方裁判所長 (昭和前期)、右側

東京民事地方裁判所長 (昭和前期)、左側

所長	前職	本省勤務	学歴
三宅正太郎	大審院判事	秘書課長	東京大学
鬼頭 豊隆	横浜地方裁判所長	参事官・書記官	東京大学
島 保	大審院判事	書記官	東京大学
佐藤 藤佐	司法省調査官	書記官	東京大学
豊水 道雲	東京控訴院部長		東京大学
佐々木良一	東京控訴院部長	秘書課長	京都大学

島 保	大審院判事	書記官	東京大学
岩松 三郎	大阪地方裁判所長	司法研究所指導官	東京大学

東京地方裁判所の扱う事件数の増加により、政府（岡田内閣）は昭和一〇年四月、東京地方裁判所を廃止し、東京刑事地方裁判所・東京民事地方裁判所の二つをおいた。三つの地方裁判所の所長をずらつと並べたが、昭和九年八月に三宅正太郎が所長に就任する以前の所長には、本省勤務の経歴がみあたらない。司法省が東京地方裁判所長に本省勤務の経歴をもつ人を送り込む、その熱意がなかったらしい事情は、はつきりしない。

本節の終わりに、三宅正太郎の有名な『裁判の書』の文章の一部を、次に引用しようと思う。三宅は参事官・秘書課長の経歴をもち、次官・大審院部長・大阪控訴院長を歴任して、敗戦がなかったら東京控訴院長・大審院長に昇進したであろう人。しかし自身は裁判実務を好み、司法行政を好まなかつた。三宅の文章をよむと、判事の中には司法省入りして本省に迎合する人があつたらしいことが、行間からよみとれる（傍線部）。

○『裁判の書』「監督官」の一節

判事の仲間には昔から二つの潮流がある。一方では判事たる以上は行政官の仕事と判事の仕事とは相容れないと言つて、その意味で行政官たることを極端に嫌ふ人があるし、他方では行政官になることは判事としての才能を豊富にする所以だと言つて、それになることを奨励する人がある。自分はそれは各人の性格傾向によることである。一概には言へない、ことと考える。実際に見ても、判事から行政官になつて司法官としての魂を見失つたと思はれる人もあるし、行政官となつた、めに司法官としての仕事が幅と奥行を増したと思はれる人もある。で、行政

官になりたいものはなればよいし、司法官として止つてゐたい者はさうすればよいのである。⁴⁰

(35) 法律新聞大正二年四月三〇日・第八五九号一六面。

(36) 注(35)と同じ。

(37) 法律新聞大正二年五月五日・第八六〇号一面。引用中「移動を静平に」は原文どおり。

(38) 大正・昭和前期の本省勤務の経歴のもつ意味と、現在の裁判官の事務総局々付の経歴のもつ意味は、少しばかり相似性があるかもしれない。後者について、さしあたり、新藤宗幸『司法官僚―裁判所の権力者たち』（岩波新書、二〇〇九年）一〇七頁以下参照。

(39) 新藤・前掲書八二頁。

(40) 三宅正太郎『裁判の書』（牧野書店、一九四二年）一一〇～一二二頁。この一節は、昭和一六年九月次官から大審院部長に転じて半年後に執筆されたという（二二〇頁）。

おわりに

本稿は、八〇年昔、昭和六年五月の官吏減俸案に対する判事らの反対運動の話から着想し、大正・昭和前期の司法省による裁判所支配がどのようなものだったのか興味がわき、大正・昭和前期の司法省による裁判所支配を示す基礎的なデータを集積しようと稿を起したものである。手元の大正四年（一九一五年）と昭和三年（一九二八年）の司法省の名簿（？）を利用し、司法省閥（検事閥）と学閥という二つの道具を以て、司法省や大審院をはじめ下級裁判所の人員配置・人員構成を具体的に調べてみた。これは繰り返し算術を行う作業を伴い、少なからず煩雑であり、数字

の計算にほとんどの時間を費やした。数字の正確さを期したが、少し誤差があるかもしれない。

これら二つの年の人員配置・人員構成を調べて明らかになったことは、常識的に予想されることを具体的な数字で示すことができたに止まる。しかし大正・昭和前期の大審院長・東京控訴院長・大阪控訴院長を並べたとき、司法省閥の支配の生態が一目瞭然となったし、大審院・控訴院や東京地方裁判所・東京区裁判所の東京大学卒業生の比率をみたとき、学閥の（これは予想をこえる）繁殖力がまざまざと示された。

本稿が参照したのは、復刻版『帝国法曹大観』の二巻にすぎない。書名の異なるのを含め、大正・昭和前期のものが全部で五巻ある。今回調査のやり方がほぼ掴めたので、残りの三巻を併せてより長期で襲の深い研究が次の課題である。今回大勢の判事・検事を扱っているさい、かなりの数の重大な事件を頭にうかべた。もつともその多くは刑事事件であり、民事事件を棚上げにしてはバランスを欠くため、何一つ事件を絡めた記述ができなかった。これは実現の難しい望蜀の課題である。なお、本稿は二、三の資料しか引用しなかったが、引用にさいしては旧字体を新字体に改め、僅かに句読点を追加した。

○追記

脱稿後の調べにより、次の二点に気づいた。①大正四年一〇月の大審院検事未詳の一人は豊島直通の兼務で、欠員があつたらしく同年一二月山内確三郎も兼務となり、昭和三年一月の未詳の方は、池田寅二郎、清水壯左久、松井和義、木村尚達、長島毅、五人の兼務である。②大正・昭和前期の司法社会で横田五郎が横田国臣の弟だということは、知らない人がない常識に属した。横田五郎は大正八年一二月朝鮮総督府法務局長、同一二年四月高等法院長。

